



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………二
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
  - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………五
- 告示(選)
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………八
  - 不在者投票管理者を置く施設の指定……………八
- 正誤
- 令和七年十二月二十四日付東京都教育委員会規則第八十二号……………八

告示

● 東京都告示第百三十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十六日

東京都知事 小池百合子

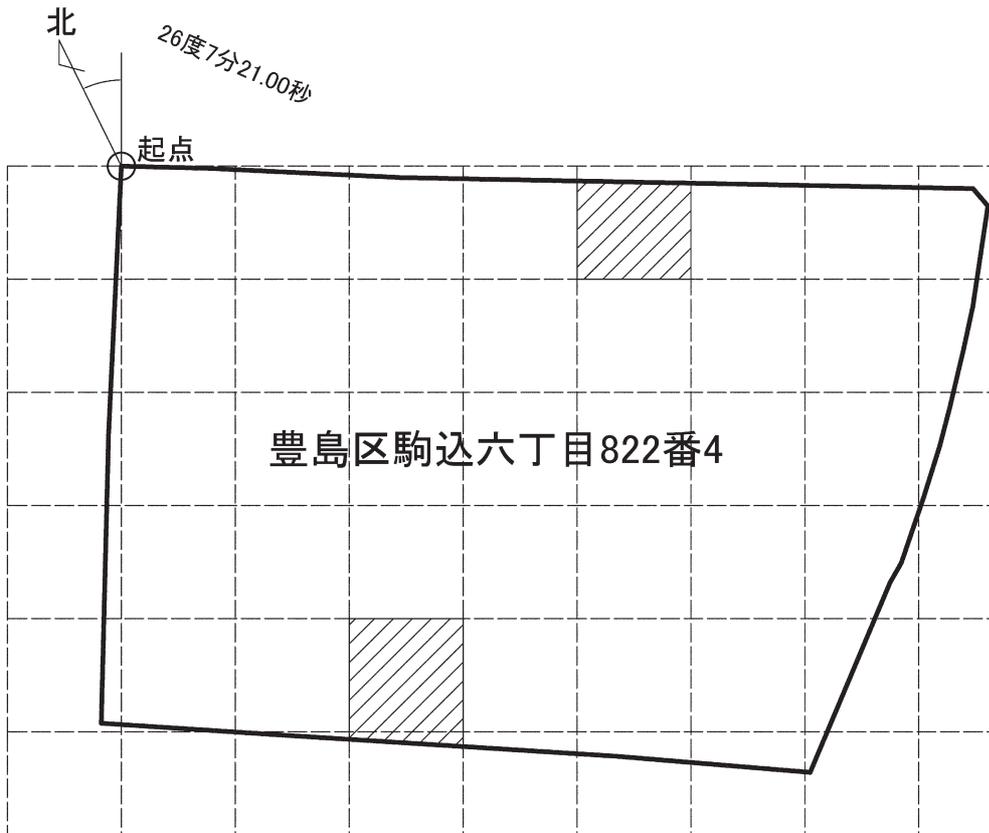
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(豊島区駒込六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】  
 ■：調査対象地  
 ----：単位区画  
 ▨：形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点は、豊島区駒込六丁目822番4の最北端とする。

【格子の回転角度(26度7分21.00秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

豊島区駒込六丁目822番4

●東京都告示第百三十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和六年東京都告示第七十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区浮間五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第百三十四号

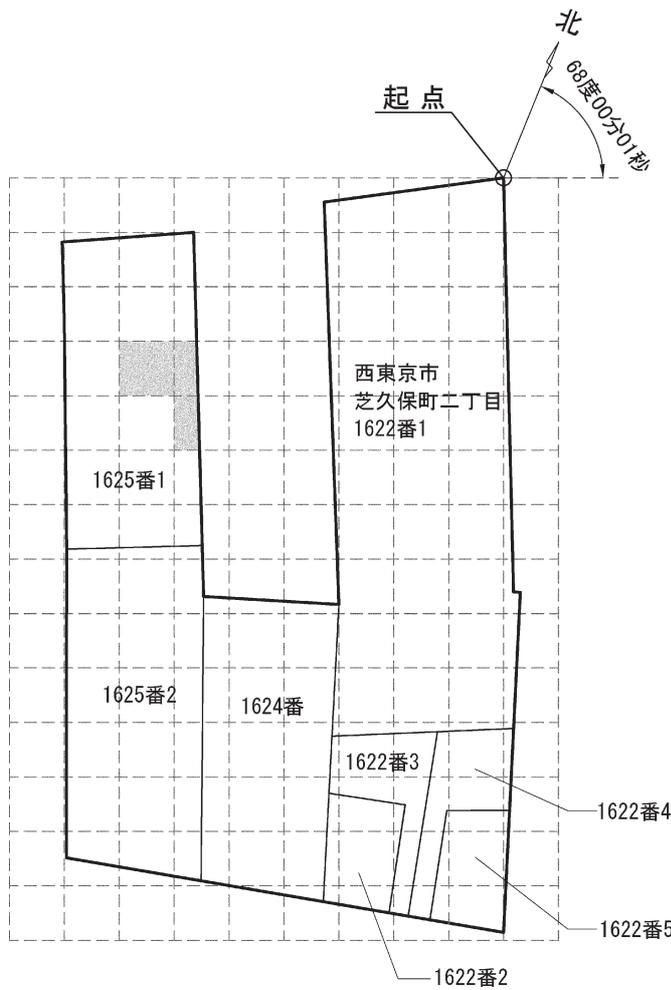
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一  
第二項の規定により、令和五年東京都告示第五百六十号に  
より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三  
項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の  
とおり告示する。

令和八年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（西東京市芝久保  
町二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特  
定有害物質の種類 シアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】

起点は、西東京市芝久保町二丁目1622番1の最北端とする。

【格子の回転角度（68度00分01秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- 指定を解除する区域

●東京都告示第百三十五号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

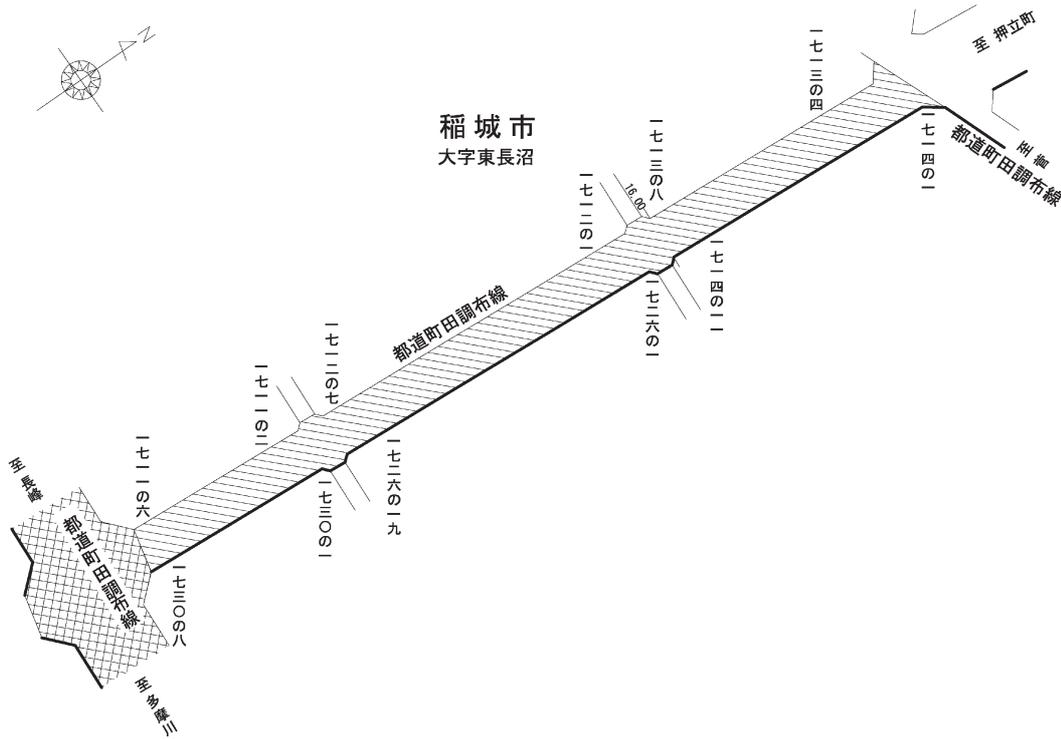
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道町田調布線  
 稲城市大字東長沼地内

都道  
 市道  
 指定区間  
 延長 三二四・三六メートル  
 (電線共同溝予定名称 町田調布・十一号)  
 既指定区間

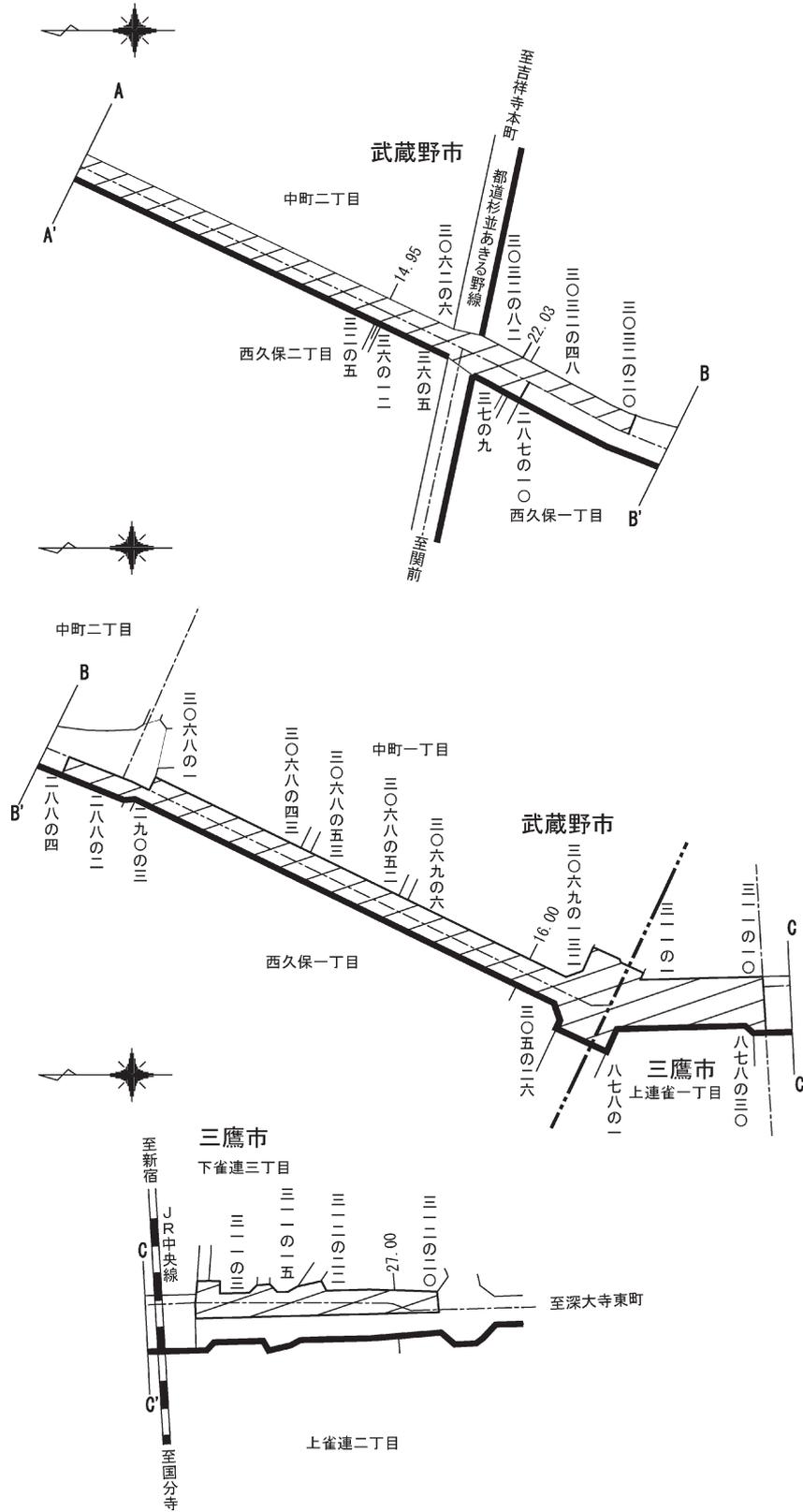


備すべき道路を次のように指定する。  
 令和八年二月十六日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名  
 都道町田調布線

二 指定する区間  
 稲城市大字東長沼千七百三十番八地先から同所千七百十四番一地先まで  
 別図表示のとおり  
 三 指定の概要







告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年二月十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

特別養護老人ホーム グ 台東区蔵前二丁目十一番七号  
リンハイム荒川

グランダ杉並宮前 杉並区宮前二丁目十番七号

そんぼの家S武蔵野 西東京市新町五丁目十四番十四号

そんぼの家S保谷北町 西東京市北町六丁目一番二十八号

●東京都選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和八年二月十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

特別養護老人ホーム グ 荒川区南千住六丁目三十六番五号  
リンハイム荒川

正誤

○令和七年十二月二十四日付東京都教育委員会規則第八十二号

増刊112二十二ページ中

前任用  
再短期  
勤務  
を

前任用  
再短期  
勤務  
員

に訂正する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

